

北上市告示乙第44号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、北上市の使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月1日

北上市長 高橋敏彦

1 委託の内容

学校開放施設の使用料の徴収及び収納事務

- (1) 東桜小学校
- (2) 東陵中学校

2 受託者

北上市口内町新町67番地

口内町自治協議会

会長 昆野 克

3 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで